

乙第1号議案

沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第52条」を「第49条」に、「第53条—第60条」を「第50条—第57条」に、「第61条—第65条」を「第58条—第62条」に、「第66条—第70条」を「第63条—第67条」に改める。

第2条第5項中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第21条中「すべて」を「全て」に改める。

第36条中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第37条の2第1項第1号中「（以下「特定個人情報ファイル」という。）をいう」を「をいう。以下同じ」に改める。

第50条から第52条までを削る。

第5章中第53条を第50条とし、第54条から第56条までを3条ずつ繰り上げる。

第57条第1項中「第54条第3項若しくは第4項」を「第51条第3項若しくは第4項」に改め、同条を第54条とする。

第58条を第55条とし、第59条を第56条とし、第60条を第57条とする。

第6章中第61条を第58条とし、第62条から第65条までを3条ずつ繰り上げる。

第7章中第66条を第63条とし、第67条を第64条とし、第68条を第65条とする。

第69条中「第53条第7項」を「第50条第7項」に改め、同条を第66条とする。

第70条を第67条とする。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第21条及び第37条の2第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

平成29年2月15日提出

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律が改正されることを踏まえ、同法の適用を受ける事業者の範囲が拡大されることによる規定の整備を行う等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。